

浜の活力再生プラン
令和 7 ～11年度
第 3 期

1 地域水産業再生委員会

組織名	鳥羽磯部地域水産業再生委員会
代表者名	濱口 利貴

再生委員会の構成員	鳥羽磯部漁業協同組合、鳥羽市、志摩市
オブザーバー	三重県、三重県漁業協同組合連合会、海女振興協議会

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	鳥羽磯部地域(576経営体) 中型まき網(1)、小型機船底びき網漁業(42)、刺し網漁業(205)、一本釣り漁業(291)、はえ縄漁業(24)、機船船びき網漁業(80)、定置漁業(12)、採藻(394)、青ノリ養殖(35)、カキ養殖(145)、ワカメ養殖(103)、黒ノリ養殖(27)、採貝(453) ＜令和6年3月現在＞（重複あり）
-------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

鳥羽磯部地域は三重県の東端に位置し、2市にまたがった22漁村地区からなる広域の漁業地域であり、栄養塩豊富な伊勢湾の海水と太平洋からの暖かい海水が交差し、好漁場が形成されている。また、海岸線が入り組んだ様々な島々や天然礁が広がり多種多様な漁業が行われている。 漁業の特徴としては、殆どが個人経営で、伊勢湾や伊勢湾口部を漁場とした20トン未満の漁船を使用した、一本釣り、刺網、船びき網、小型底びき網、海女漁業などの沿岸漁業が主に営まれ、また、湾内や入り江を利用した黒ノリや青ノリ、ワカメ、カキなどの養殖漁業も営まれている。 地域漁業を取り巻く環境は、燃料や資材などの経費の高騰、漁獲量の減少、漁場環境の悪化、漁業者の高齢化や後継者不足など、漁家経営は厳しい状況となっている。そのため地域においては、漁家経営の安定化を図る取り組みが重要となっており、水産物の高付加価値化、水産資源の保護・育成・増殖、漁業関連施設の整備など各種事業の展開を図っている。

(2) その他の関連する現状等

鳥羽志摩地域では古くから海女漁業が盛んに行われ、海女に関連する資源を貴重な地域資源と位置づけ、海女漁業の振興、海女文化の振興及び海女文化による観光振興を図ることを目的として、鳥羽市、志摩市、漁協をはじめとする各関係団体とともに「海女振興協議会」を設立し、事業を展開してきた。 鳥羽市では、主要産業である漁業と観光業の双方が持続的に発展してくため、平成27年に「漁業と観光の連携促進計画」を策定し、漁協、観光協会、行政が一体となり各種連携事業を展開してきた。同事業では、伝統ある海女漁業の主要漁獲物である「アワビ」の資源回復の他、水産物の付加価値を目指す「鳥羽ざかなのブランド化」等を実施するなど、水産物を核とした地域の産業と経済の活性化を目指す取り組みを継続実施している。 志摩市では、三重県や鳥羽市と連携しながら的矢湾のモニタリング調査等を実施し、海洋環境の把握に努め、IoTなどを活用し生産率の向上をはかっている。また、養殖業者への支援として漁業共済加入やマガキの稚貝購入に対し補助を実施し、「志摩市SDGs未来都市計画」に基
--

づき、豊かな自然環境を保全し、御食国としての歴史を持つ持続可能な食材を生み出す農林水産業と観光業の連携を進めながら、環境・経済・社会の3つの視点から持続可能なまちづくりを進めている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1. 漁業収入向上のための取組

(1) 資源の維持増大及び漁場の生産力向上の取組

- ① 体長制限や休漁期間等を定めた資源管理協定に基づき、資源の維持増大及び持続的な活用を図りつつ、種苗放流や小型魚の再放流を継続的に実施することで、資源の維持増大を図る。
- ② 密漁、違反操業対策として警戒活動を実施する。
- ③ 伊勢湾口及び的矢湾養殖漁場利用計画の内容を遵守し、漁場環境の改善に取り組むとともに、藻場再生に継続的に取り組む。
- ④ NPO団体や市民ボランティアとの協働による漂流漂着物の調査や海岸清掃活動等に継続的に取り組み、漁場の保全及び改善を図る。
- ⑤ 漁業者協議に基づいた自主的な漁業調整を積極的に推進する。
- ⑥ スマート機器を海況情報の収集や利用、密漁対策などに活用する。

(2) 観光業との連携による消費拡大の取組

- ① 観光と漁業を関連させた市の「漁観連携」施策を積極的に推進し、鳥羽ざかなのブランド化に取り組み、県内外に広く発信し、消費拡大を図る。
- ② 鳥羽マルシェや魚々味を活用して、地元水産物を使った新メニューの開発や、消費者に地元水産物のPRやおいしい食べ方の提案を行うことを検討する。
- ③ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、漁業者グループによる朝市や水産祭、焼きガキ小屋等での漁獲物および加工品の販売を促進する。

(3) 漁獲物の価値向上の取組

- ① 水産加工施設を整備し、海藻等の低未利用資源を活用した新たな加工品の開発と流通体制を整える。
- ② アイゴ・クロダイなどの植食性魚類（食害生物）及びワカメの茎などの低利用海藻の流通体制を整える。
- ③ 6次産業化、ブランド化、衛生化等に取り組むことで、地元水産物の高付加価値化を図る。
- ④ 市が地元水産物をふるさと納税返礼品として活用することで地区内外へのPRを行う。
- ⑤ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、市と「地域おこし協力隊」の活用を検討する。
- ⑥ 魚価を下支えし、漁業収入の安定及び向上を図るため、漁協の販売部門の積極的な市場参入を推進する。
- ⑦ 製氷施設等の適切な更新により施設維持費や故障時のリスクを低減し、漁業経営の安定化を図る。
- ⑧ 製造コストの削減及び品質の均一化を図るために共同加工施設の整備を検討する。
- ⑨ 天然藻場や養殖藻類等のブルーカーボンの取組を推進する。

(4) 地域漁業への理解促進の取組

- ① 地域の漁業や漁業者の活動に対する理解を促進し、地元消費の拡大や後継者育成を図るため、青壮年部活動の地元小中学生との共同実施や、漁業者自らが子供たちを対象にした出前授業等を行う。
- ② 次世代を担う子供たちに地元水産物に親しみを持ってもらい、おいしさを知ってもらうため、地元水産物を学校給食用食材として提供することを検討する。
- ③ 地元の漁業に対する理解促進を図るため、漁業体験や視察等を積極的に受け入れる。

(5) 漁業者間の交流による技術の向上の取組

- ① 地域内外での漁業者間の積極的な交流を推進し、先進的な知識や技術を習得することで生産力や魚価向上を図る。
- ② 複合養殖による漁業収入増を図るため、新しい養殖魚種の試験導入に取り組むとともに、養殖技術の高度化に取り組む。

(6) 福祉との連携に関する取組

- ① 障がい者福祉作業所等への作業委託等により、漁労作業の効率化や良質な漁業資材の確保を図るとともに、地域活性化のための社会貢献を行う。
- ② 委託する作業内容について、新たな作業の掘り起こしや、既存の作業の改善を図る。

2. 漁業コスト削減のための取組

(1) 省エネ化・燃油使用料の削減

- ① 定期的な船底清掃等、省燃油活動の推進により燃油コストの削減に取り組む。
- ② 出港、帰港時の減速航行を実施し、燃油コストの削減に取り組む。
- ③ 漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰時の費用の抑制を図る。

(2) 協業化・法人化などによる合理化

- ① 漁業者は、後継者不足や経費増大などの課題に対応するため、協業化や法人化による操業や経営の合理化を検討する。

3. 漁村の活性化のための取組

(1) 漁協自営事業・海業による地域活性化

- ① 直売所・飲食施設・交流施設等の海業関連複合施設整備を検討する。
- ② 陸上養殖などの最新技術を活用した地域活性化を図る。
- ③ 漁協自営の漁業活動を推進する。

(3) 資源管理に係る取組

- ・ 操業隻数、期間等の規制遵守による資源へ与える負荷の抑制
(漁業法、三重県漁業調整規則、三重海区漁業調整委員会指示)
- ・ 三重県知事が認定した資源管理協定に基づく自主的資源管理措置の実施による資源保護
共同漁業権行使規則に基づく制限の徹底による資源保護
(鳥羽磯部漁業協同組合における資源管理協定)
- ・ 持続的養殖生産確保法に基づき、策定した漁場改善計画により、水質、底質、飼育生物の管理を行い、持続的な養殖生産の確保を図る。
(伊勢湾口養殖漁場利用計画・的矢湾養殖漁場利用計画)

(4) 具体的な取組内容

1 年目（令和 7 年度） 所得向上率（基準年比）24.96%

漁業収入向上 のための取組	1. 漁業収入向上のための取組 (1) 資源の維持増大及び漁場の生産力向上の取組 ① 体長制限や休漁期間等を定めた資源管理協定に基づき、資源の維持増大及び持続的な活用を図りつつ、アワビ、ナマコ、ヒラメ等の種苗放流や小型魚の再放流を継続的に実施することで、資源の維持増大を図る。 ② 密漁、違反操業対策として警戒活動を実施する。 ③ 伊勢湾口及びびの矢湾養殖漁場利用計画の内容を遵守し、漁場環境の改善に取り組むとともに、藻場再生に継続的に取り組む。 ④ NPO団体や市民ボランティアとの協働による漂流漂着物の調査や海岸清掃活動等に継続的に取り組み、漁場の保全及び改善を図る。 ⑤ 漁業者協議に基づいた自主的な漁業調整を積極的に推進する。 ⑥ スマート機器を海況情報の収集や利用、密漁対策などに活用する。 (2) 観光業との連携による消費拡大の取組 ① 観光と漁業を関連させた市の「漁観連携」施策を積極的に推進し、「答志島トロさわら」の消費拡大を図るとともに、第2のトロさわらとしてブランド化する魚種の検討を行う。 ② 鳥羽マルシェや魚々味を活用して、地元水産物を使った新メニューの開発や、消費者に地元水産物のPRやおいしい食べ方の提案を行う。 ③ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、漁業者グループによる朝市や水産祭、焼きガキ小屋等での漁獲物および加工品の販売を促進する。 (3) 漁獲物の価値向上の取組 ① 海藻等の低未利用資源を活用した新たな加工品の開発と販路拡大の取組を検討する。 ② アイゴ・クロダイなどの植食性魚類（食害生物）及びワカメの茎などの低利用海藻の流通体制を検討する。 ③ 6次産業化、ブランド化、衛生化等に取り組むことで、地元水産物の高付加価値化を図る。 ④ 市が地元水産物をふるさと納税返礼品として活用することで地区内外へのPRを行う。 ⑤ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、市が誘致した「地域おこし協力隊」と協働する。 ⑥ 魚価を下支えし、漁業収入の安定及び向上を図るため、漁協の販売部門の積極的な市場参入を推進する。 ⑦ 製氷施設等の適切な更新により施設維持費や故障時のリスクを低減し、漁業経営の安定化を図る。 ⑧ 製造コストの削減及び品質の均一化を図るために共同加工施設の整備を検討する。 ⑨ 天然藻場や養殖藻類等のブルーカーボンの取組の周知を図る。 (4) 地域漁業への理解促進の取組 ① 地域の漁業や漁業者の活動に対する理解を促進し、地元消費の拡大や後継者育成を図るため、青壮年部活動の地元小中学生との共同実施や、漁業者自らが子供たちを対象にした出前授業等を行う。 ② 次世代を担う子供たちに地元水産物に親しみを持ってもらい、おいしさを知ってもらうため、地元水産物を学校給食用食材として提供する。 ③ 地元の漁業に対する理解促進を図るため、漁業体験や視察等を積極的に受け入れる。
--------------------------	---

	(5) 漁業者間の交流による技術の向上の取組 ① 地域内外での漁業者間の積極的な交流を推進し、先進的な知識や技術を習得することで生産力や魚価向上を図る。 ② 複合養殖による漁業収入増を図るため、新しい養殖魚種の試験導入に取り組むとともに、養殖技術の高度化に取り組む。 (6) 福祉との連携に関する取組 ① 障がい者福祉作業所等への作業委託等により、漁労作業の効率化や良質な漁業資材の確保を図るとともに、地域活性化のための社会貢献を行う。 ② 委託する作業内容について、新たな作業の掘り起こしや、既存の作業の改善を図る。
漁業コスト削減のための取組	(1) 省エネ化・燃油使用料の削減 ① 定期的な船底清掃等、省燃油活動の推進により燃油コストの削減に取り組む。 ② 出港、帰港時の減速航行を実施し、燃油コストの削減に取り組む。 ③ 漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰時の費用の抑制を図る。 (2) 協業化・法人化などによる合理化 ① 漁業者は、後継者不足や経費増大などの課題に対応するため、協業化や法人化による操業や経営の合理化に関する情報収集を行う。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁協自営事業・海業による地域活性化 ① 直売所・飲食施設・交流施設等の海業関連複合施設の整備を検討する。 ② 陸上養殖等の最新技術を活用した地域活性化を図る。 ③ 漁協自営の漁業活動を推進する。
活用する支援措置等	・ 漁業者保証円滑化対策事業(国) ・ 競争力強化型機器導入緊急対策事業(国) ・ 浜の担い手漁船リース緊急事業(国) ・ 漁業経営セーフティーネット構築事業(国) ・ 漁業収入安定対策事業(国) ・ 水産業競争力強化緊急施設設備事業(国) ・ 水産業強化支援事業(国) ・ 水産多面的機能発揮対策事業(国) ・ 離島漁業再生支援交付金(国) ・ スマート水産業推進事業(国)

2 年目（令和 8 年度） 所得向上率（基準年比）25.76%

漁業収入向上のための取組	1. 漁業収入向上のための取組 (1) 資源の維持増大及び漁場の生産力向上の取組 ① 体長制限や休漁期間等を定めた資源管理協定に基づき、資源の維持増大及び持続的な活用を図りつつ、アワビ、サザエ、ナマコ、ヒラメ等の種苗放流や小型魚の再放流を継続的に実施することで、資源の維持増大を図る。 ② 密漁、違反操業対策として警戒活動を実施する。 ③ 伊勢湾口及びびの矢湾養殖漁場利用計画の内容を遵守し、漁場環境の改善に取り組むとともに、藻場再生に継続的に取り組む。 ④ NPO団体や市民ボランティアとの協働による漂流漂着物の調査や海岸清掃活動等に継続的に取り組み、漁場の保全及び改善を図る。 ⑤ 漁業者協議に基づいた自主的な漁業調整を積極的に推進する。 ⑥ スマート機器を海況情報の収集や利用、密漁対策などに活用する。
--------------	--

	(2) 観光業との連携による消費拡大の取組 ① 観光と漁業を関連させた市の「漁観連携」施策を積極的に推進し、「答志島トロさわら」の消費拡大を図るとともに、第2のトロさわらとしてブランド化する魚種Xを決定し、ブランド化の方向性や目的を検討する。必要に応じて、他地域視察などを行う。 ② 鳥羽マルシェや魚々味を活用して、地元水産物を使った新メニューの開発や、消費者に地元水産物のPRやおいしい食べ方の提案を行う。 ③ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、漁業者グループによる朝市や水産祭、焼きガキ小屋等での漁獲物および加工品の販売を促進する。 (3) 漁獲物の価値向上の取組 ① 海藻等の低未利用資源を活用した新たな加工品の開発と販路拡大に取り組むための加工場を建設する ② アイゴ・クロダイなどの植食性魚類（食害生物）及びワカメの茎などの低利用海藻の流通体制の販路を探索する。 ③ 6次産業化、ブランド化、衛生化等に取り組むことで、地元水産物の高付加価値化を図る。 ④ 市が地元水産物をふるさと納税返礼品として活用することで地区内外へのPRを行う。 ⑤ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、市が誘致した「地域おこし協力隊」と協働する。 ⑥ 魚価を下支えし、漁業収入の安定及び向上を図るため、漁協の販売部門の積極的な市場参入を推進する。 ⑦ 製氷施設等の適切な更新により施設維持費や故障時のリスクを低減し、漁業経営の安定化を図る。 ⑧ 製造コストの削減及び品質の均一化を図るために共同加工施設の整備を検討する。 ⑨ 天然藻場や養殖藻類等のブルーカーボンの取組の周知を図る。 (4) 地域漁業への理解促進の取組 ① 地域の漁業や漁業者の活動に対する理解を促進し、地元消費の拡大や後継者育成を図るため、青壮年部活動の地元小中学生との共同実施や、漁業者自らが子供たちを対象にした出前授業等を行う。 ② 次世代を担う子供たちに地元水産物に親しみを持ってもらい、おいしさを知ってもらうため、地元水産物を学校給食用食材として提供する。 ③ 地元の漁業に対する理解促進を図るため、漁業体験や視察等を積極的に受け入れる。 (5) 漁業者間の交流による技術の向上の取組 ① 地域内外での漁業者間の積極的な交流を推進し、先進的な知識や技術を習得することで生産力や魚価向上を図る。 ② 複合養殖による漁業収入増を図るため、新しい養殖魚種の試験導入に取り組むとともに、養殖技術の高度化に取り組む。 (6) 福祉との連携に関する取組 ① 障がい者福祉作業所等への作業委託等により、漁労作業の効率化や良質な漁業資材の確保を図るとともに、地域活性化のための社会貢献を行う。 ② 委託する作業内容について、新たな作業の掘り起こしや、既存の作業の改善を図る。
漁業コスト削減のための取組	(1) 省エネ化・燃油使用料の削減 ① 定期的な船底清掃等、省燃油活動の推進により燃油コストの削減に取り組む。

	② 出港、帰港時の減速航行を実施し、燃油コストの削減に取り組む。 ③ 漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰時の費用の抑制を図る。 (2) 協業化・法人化などによる合理化 ① 漁業者は、後継者不足や経費増大などの課題に対応するため、協業化や法人化による操業や経営の合理化に関する情報収集を行う。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁協自営事業・海業による地域活性化 ① 直売所・飲食施設・交流施設等の海業関連複合施設整備を検討する。 ② 陸上養殖等の最新技術を活用した地域活性化を図る。 ③ 漁協自営で実施する漁業種類を決定する（ワカメ養殖、定置網などの廃業者の資機材を活用する居抜きを想定）。
活用する支援措置等	・ 漁業者保証円滑化対策事業（国） ・ 競争力強化型機器導入緊急対策事業（国） ・ 浜の担い手漁船リース緊急事業（国） ・ 漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・ 漁業収入安定対策事業（国） ・ 水産業競争力強化緊急施設設備事業（国） ・ 水産業強化支援事業（国） ・ 水産多面的機能発揮対策事業（国） ・ 離島漁業再生支援交付金（国） ・ スマート水産業推進事業（国）

3 年目（令和 9 年度） 所得向上率（基準年比）26.56%

漁業収入向上のための取組	1. 漁業収入向上のための取組 (1) 資源の維持増大及び漁場の生産力向上の取組 ① 体長制限や休漁期間等を定めた資源管理協定に基づき、資源の維持増大及び持続的な活用を図りつつ、アワビ、サザエ、ナマコ、ヒラメ等の種苗放流や小型魚の再放流を継続的に実施することで、資源の維持増大を図る。 ② 密漁、違反操業対策として警戒活動を実施する。 ③ 伊勢湾口及び的矢湾養殖漁場利用計画の内容を遵守し、漁場環境の改善に取り組むとともに、藻場再生に継続的に取り組む。 ④ NPO団体や市民ボランティアとの協働による漂流漂着物の調査や海岸清掃活動等に継続的に取り組み、漁場の保全及び改善を図る。 ⑤ 漁業者協議に基づいた自主的な漁業調整を積極的に推進する。 ⑥ スマート機器を海況情報の収集や利用、密漁対策などに活用する。 (2) 観光業との連携による消費拡大の取組 ① 第2のトロさわらとしてブランド化する魚種Xに関して、ブランド化の方向性を決定し、ブランド名・時期を決定する。 ② 鳥羽マルシェや魚々味を活用して、地元水産物を使った新メニューの開発や、消費者に地元水産物のPRやおいしい食べ方の提案を行う。 ③ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、漁業者グループによる朝市や水産祭、焼きガキ小屋等での漁獲物および加工品の販売を促進する。 (3) 漁獲物の価値向上の取組 ① 海藻等の低未利用資源を活用した新たな加工品の開発と販路拡大のために建設した加工場において1次加工を開始する。
--------------	---

	② アイゴ・クロダイなどの植食性魚類（食害生物）及びワカメの茎などの低利用海藻の一次加工品の大手量販店への販売を開始する。 ③ 6次産業化、ブランド化、衛生化等に取り組むことで、地元水産物の高付加価値化を図る。 ④ 市が地元水産物をふるさと納税返礼品として活用することで地区内外へのPRを行う。 ⑤ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、市が誘致した「地域おこし協力隊」と協働する。 ⑥ 魚価を下支えし、漁業収入の安定及び向上を図るため、漁協の販売部門の積極的な市場参入を推進する。 ⑦ 製氷施設等の適切な更新により施設維持費や故障時のリスクを低減し、漁業経営の安定化を図る。 ⑧ 製造コストの削減及び品質の均一化を図るために共同加工施設の整備を計画する。 ⑨ Jブルークレジットの申請を天然藻場や養殖海藻で行う。 （４）地域漁業への理解促進の取組 ① 地域の漁業や漁業者の活動に対する理解を促進し、地元消費の拡大や後継者育成を図るため、青壮年部活動の地元小中学生との共同実施や、漁業者自らが子供たちを対象にした出前授業等を行う。 ② 次世代を担う子供たちに地元水産物に親しみを持ってもらい、おいしさを知ってもらうため、地元水産物を学校給食用食材として提供する。 ③ 地元の漁業に対する理解促進を図るため、漁業体験や視察等を積極的に受け入れる。 （５）漁業者間の交流による技術の向上の取組 ① 地域内外での漁業者間の積極的な交流を推進し、先進的な知識や技術を習得することで生産力や魚価向上を図る。 ② 複合養殖による漁業収入増を図るため、新しい養殖魚種の試験導入に取り組むとともに、養殖技術の高度化に取り組む。 （６）福祉との連携に関する取組 ① 障がい者福祉作業所等への作業委託等により、漁労作業の効率化や良質な漁業資材の確保を図るとともに、地域活性化のための社会貢献を行う。 ② 委託する作業内容について、新たな作業の掘り起こしや、既存の作業の改善を図る。
漁業コスト削減のための取組	（１）省エネ化・燃油使用料の削減 ① 定期的な船底清掃等、省燃油活動の推進により燃油コストの削減に取り組む。 ② 出港、帰港時の減速航行を実施し、燃油コストの削減に取り組む。 ③ 漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰時の費用の抑制を図る。 （２）協業化・法人化などによる合理化 ① 漁業者は、後継者不足や経費増大などの課題に対応するため、協業化や法人化による操業や経営の合理化を進める。
漁村の活性化のための取組	（１）漁協自営事業・海業による地域活性化 ① 直売所・飲食施設・交流施設等の海業関連複合施設整備を計画する。 ② 陸上養殖等の最新技術を活用した地域活性化を図る。 ③ 居抜きにより開始した漁協自営漁業への適切な設備投資を行い、漁獲量増加や付加価値向上を行う。

活用する支援措置等	・ 漁業者保証円滑化対策事業（国） ・ 競争力強化型機器導入緊急対策事業(国) ・ 浜の担い手漁船リース緊急事業(国) ・ 漁業経営セーフティーネット構築事業(国) ・ 漁業収入安定対策事業(国) ・ 水産業競争力強化緊急施設設備事業(国) ・ 水産業強化支援事業(国) ・ 水産多面的機能発揮対策事業(国) ・ 離島漁業再生支援交付金（国） ・ スマート水産業推進事業（国）
-----------	---

4 年 目（令和10年度） 所得向上率（基準年比）27.36%

漁業収入向上のための取組	1. 漁業収入向上のための取組 （1）資源の維持増大及び漁場の生産力向上の取組 ① 体長制限や休漁期間等を定めた資源管理協定に基づき、資源の維持増大及び持続的な活用を図りつつ、アワビ、サザエ、ナマコ、ヒラメ等の種苗放流や小型魚の再放流を継続的に実施することで、資源の維持増大を図る。 ② 密漁、違反操業対策として警戒活動を実施する。 ③ 伊勢湾口及び的矢湾養殖漁場利用計画の内容を遵守し、漁場環境の改善に取り組むとともに、藻場再生に継続的に取り組む。 ④ NPO団体や市民ボランティアとの協働による漂流漂着物の調査や海岸清掃活動等に継続的に取り組み、漁場の保全及び改善を図る。 ⑤ 漁業者協議に基づいた自主的な漁業調整を積極的に推進する。 ⑥ スマート機器を海況情報の収集や利用、密漁対策などに活用する。 （2）観光業との連携による消費拡大の取組 ① 第2のトロさわらとしてブランド化した魚種Xの販売を開始する。 ② 鳥羽マルシェや魚々味を活用して、地元水産物を使った新メニューの開発や、消費者に地元水産物のPRやおいしい食べ方の提案を行う。 ③ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、漁業者グループによる朝市や水産祭、焼きガキ小屋等での漁獲物および加工品の販売を促進する。 （3）漁獲物の価値向上の取組 ① 海藻等の低未利用資源を活用した新たな加工品の開発と販路拡大を加工場にて一次加工を行う。また、二次加工についても検討する。 ② アイゴ・クロダイなどの植食性魚類（食害生物）及びワカメの茎などの低利用海藻の一次加工品の大手量販店への販売を継続する。 ③ 6次産業化、ブランド化、衛生化等に取り組むことで、地元水産物の高付加価値化を図る。 ④ 市が地元水産物をふるさと納税返礼品として活用することで地区内外へのPRを行う。 ⑤ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、市が誘致した「地域おこし協力隊」と協働する。 ⑥ 魚価を下支えし、漁業収入の安定及び向上を図るため、漁協の販売部門の積極的な市場参入を推進する。 ⑦ 製氷施設等の適切な更新により施設維持費や故障時のリスクを低減し、漁業経営の安定化を図る。 ⑧ 製造コストの削減及び品質の均一化を図るために共同加工施設の整備を計画する。
--------------	---

	⑨ J ブルークレジットの認証を受けた分について、E S G 活動に積極的に取り組む企業に販売していく。 (4) 地域漁業への理解促進の取組 ① 地域の漁業や漁業者の活動に対する理解を促進し、地元消費の拡大や後継者育成を図るため、青壮年部活動の地元小中学生との共同実施や、漁業者自らが子供たちを対象にした出前授業等を行う。 ② 次世代を担う子供たちに地元水産物に親しみを持ってもらい、おいしさを知ってもらうため、地元水産物を学校給食用食材として提供する。 ③ 地元の漁業に対する理解促進を図るため、漁業体験や視察等を積極的に受け入れる。 (5) 漁業者間の交流による技術の向上の取組 ① 地域内外での漁業者間の積極的な交流を推進し、先進的な知識や技術を習得することで生産力や魚価向上を図る。 ② 複合養殖による漁業収入増を図るため、新しい養殖魚種の試験導入に取り組むとともに、養殖技術の高度化に取り組む。 (6) 福祉との連携に関する取組 ① 障がい者福祉作業所等への作業委託等により、漁労作業の効率化や良質な漁業資材の確保を図るとともに、地域活性化のための社会貢献を行う。 ② 委託する作業内容について、新たな作業の掘り起こしや、既存の作業の改善を図る。
漁業コスト削減のための取組	(1) 省エネ化・燃油使用料の削減 ① 定期的な船底清掃等、省燃油活動の推進により燃油コストの削減に取り組む。 ② 出港、帰港時の減速航行を実施し、燃油コストの削減に取り組む。 ③ 漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰時の費用の抑制を図る。 (2) 協業化・法人化などによる合理化 ① 漁業者は、後継者不足や経費増大などの課題に対応するため、協業化や法人化による操業や経営の合理化を進める。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁協自営事業・海業による地域活性化 ① 直売所・飲食施設・交流施設等の海業関連複合施設整備を計画する。 ② 陸上養殖等の最新技術を活用した地域活性化を図る。 ③ 大型定置網など設備投資が大きく個人での新規開業が難しい漁業について漁協自営事業での実施を検討する。
活用する支援措置等	・ 漁業者保証円滑化対策事業 (国) ・ 競争力強化型機器導入緊急対策事業 (国) ・ 浜の担い手漁船リース緊急事業 (国) ・ 漁業経営セーフティーネット構築事業 (国) ・ 漁業収入安定対策事業 (国) ・ 水産業競争力強化緊急施設設備事業 (国) ・ 水産業強化支援事業 (国) ・ 水産多面的機能発揮対策事業 (国) ・ 離島漁業再生支援交付金 (国) ・ スマート水産業推進事業 (国)

漁業収入向上 のための取組	1. 漁業収入向上のための取組 （1）資源の維持増大及び漁場の生産力向上の取組 ① 体長制限や休漁期間等を定めた資源管理協定に基づき、資源の維持増大及び持続的な活用を図りつつ、アワビ、サザエ、ナマコ、ヒラメ等の種苗放流や小型魚の再放流を継続的に実施することで、資源の維持増大を図る。 ② 密漁、違反操業対策として警戒活動を実施する。 ③ 伊勢湾口及び的矢湾養殖漁場利用計画の内容を遵守し、漁場環境の改善に取り組むとともに、藻場再生に継続的に取り組む。 ④ NPO団体や市民ボランティアとの協働による漂流漂着物の調査や海岸清掃活動等に継続的に取り組み、漁場の保全及び改善を図る。 ⑤ 漁業者協議に基づいた自主的な漁業調整を積極的に推進する。 ⑥ スマート機器を海況情報の収集や利用、密漁対策などに活用する。 （2）観光業との連携による消費拡大の取組 ① 第3のトロさわらとしてブランド化する魚種Yの検討を開始する。 ② 鳥羽マルシェや魚々味を活用して、地元水産物を使った新メニューの開発や、消費者に地元水産物のPRやおいしい食べ方の提案を行う。 ③ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、漁業者グループによる朝市や水産祭、焼きガキ小屋等での漁獲物および加工品の販売を促進する。 （3）漁獲物の価値向上の取組 ① 海藻等の低未利用資源を活用した新たな加工品の開発と販路拡大を二次加工品を商品化する。 ② アイゴ・クロダイなどの植食性魚類（食害生物）及びワカメの茎などの低利用海藻の一次加工品の大手量販店への販売を継続する。 ③ 6次産業化、ブランド化、衛生化等に取り組むことで、地元水産物の高付加価値化を図る。 ④ 市が地元水産物をふるさと納税返礼品として活用することで地区内外へのPRを行う。 ⑤ 漁村地域の活力及び漁家所得の向上を図るため、市が誘致した「地域おこし協力隊」と協働する。 ⑥ 魚価を下支えし、漁業収入の安定及び向上を図るため、漁協の販売部門の積極的な市場参入を推進する。 ⑦ 製氷施設等の適切な更新により施設維持費や故障時のリスクを低減し、漁業経営の安定化を図る。 ⑧ 製造コストの削減及び品質の均一化を図るために共同加工施設を整備する。 ⑨ Jブルークレジットの購入企業の社内研修等の受け皿を整備し、環境面からの漁業への関心を拡大する。 （4）地域漁業への理解促進の取組 ① 地域の漁業や漁業者の活動に対する理解を促進し、地元消費の拡大や後継者育成を図るため、青壮年部活動を地元小中学生と共同で行ったり、漁業者自らが子供たちを対象にした出前授業等を行う。 ② 次世代を担う子供たちに地元水産物に親しみを持ってもらい、おいしさを知ってもらうため、地元水産物を学校給食用食材として提供する。 ③ 地元の漁業に対する理解促進を図るため、漁業体験や視察等を積極的に受け入れる。 （5）漁業者間の交流による技術の向上の取組 ① 地域内外での漁業者間の積極的な交流を推進し、先進的な知識や技術を
--------------------------	--

	習得することで生産力や魚価向上を図る。 ② 複合養殖による漁業収入増を図るため、新しい養殖魚種の試験導入に取り組むとともに、養殖技術の高度化に取り組む。 (6) 福祉との連携に関する取組 ① 障がい者福祉作業所等への作業委託等により、漁労作業の効率化や良質な漁業資材の確保を図るとともに、地域活性化のための社会貢献を行う。 ② 委託する作業内容について、新たな作業の掘り起こしや、既存の作業の改善を図る。
漁業コスト削減のための取組	(1) 省エネ化・燃油使用料の削減 ① 定期的な船底清掃等、省燃油活動の推進により燃油コストの削減に取り組む。 ② 出港、帰港時の減速航行を実施し、燃油コストの削減に取り組む。 ③ 漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰時の費用の抑制を図る。 (2) 協業化・法人化などによる合理化 ① 漁業者は、後継者不足や経費増大などの課題に対応するため、協業化や法人化による操業や経営の合理化を進める。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁協自営事業・海業による地域活性化 ① 直売所・飲食施設・交流施設等の海業関連複合施設を整備する。 ② 陸上養殖等の最新技術を活用した地域活性化を図る。 ③ 新たな漁業に漁協自営で参画する。
活用する支援措置等	・ 漁業者保証円滑化対策事業（国） ・ 競争力強化型機器導入緊急対策事業（国） ・ 浜の担い手漁船リース緊急事業（国） ・ 漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・ 漁業収入安定対策事業（国） ・ 水産業競争力強化緊急施設設備事業（国） ・ 水産業強化支援事業（国） ・ 水産多面的機能発揮対策事業（国） ・ 離島漁業再生支援交付金（国） ・ スマート水産業推進事業（国）

(5) 関係機関との連携

鳥羽市観光協会等と連携した漁観連携の取組によりブランド化を推進していく。

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

県、市町、漁業協同組合により自ら評価した自己評価結果（案）に、外部専門家（1名）からの評価意見を付して決定し、次年度以降の取り組みにつなげる。

4 目標

(1) 所得目標

漁業者の所得の向上 10%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

(1) 植食性魚類の漁獲量 (アイゴ)	基準年	令和5年度： 2,162 kg
	目標年	令和11年度： 3,243 kg

(2) 漁業者数の維持	基準年	令和5年度： 576 人
	目標年	令和11年度： 576 人

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

(1) 植食性魚類の漁獲量 (アイゴ)
植食性魚類 (アイゴ) は価値の低さから漁獲されても廃棄されることが多く、市場流通してこなかった。また、藻場や養殖藻類の食害を引き起こす食害生物として、漁獲量増加が望まれている。 鳥羽磯部漁協の魚種別漁獲量から算出する。鳥羽磯部漁協では、令和5年度からアイゴ活用に注力しており、令和元年～4年度の平均値で10倍程度を利用するようになっている。したがって、基準年を令和5年度の漁獲量として、さらに50%増加を目標値とする。漁業者へのヒアリングより漁獲量を十分確保できることを確認済み。
(2) 漁業者数の減少率
鳥羽磯部漁協の業務報告書の数値を活用し算定する。漁業者の高齢化が著しく、増加を見込むことは難しいが、協業化や法人化及び漁協自営事業などを推進し、漁業者数の維持をめざす。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	漁業用燃油の価格変動に備えて積み立てを行い、価格上昇の影響を緩和するためのセーフティネットを構築する。
水産業競争力強化緊急事業（国）	省力・省エネ機器の導入を図り、コスト削減に努める。
経営体育成総合支援事業（国）	意欲のある新規漁業就業者を確保するため、就業準資金の給付や就業相談会等を開催する等の支援を行う。
水産多面的機能発揮対策事業（国）	藻場造成や食害生物の除去等を行うことにより藻場拡大を図り、水産資源の回復・増加を図る。
離島漁業再生支援交付金（国）	漁場の生産力向上のため取組として、海底耕耘、漁場監視及び種苗放流を実施。また、漁業の再生に関する実践的な取組として、体験漁業及び低・未利用資源の活用に取り組む。
水産業強化支援事業（国）	浜の活力再生プランに位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等
水産業競争力強化緊急施設設備事業（国）	広域浜プランに基づく競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備等
スマート水産業推進事業（国）	スマート機器の導入を促進し、漁業所得向上に取り組む。